

改正農協法が施行（経営改善が鍵）

H28 . 5

全国農業協同組合中央会（JA全中）の一般社団法人化などJAグループに改革を求める改正農協法が4月1日、施行された。農家の高齢化や環太平洋パートナーシップ協定（TPP）合意など農業の課題は山積しており、各地域農協が農家の所得向上に向けて経営改善に取り組めるかが焦点となる。

JA全中は地域農協への監査・指導権限を持ち、政府への政策提言活動などを行っている。改正農協法では、JA全中を2019年9月末までに一般社団法人に移行。同期間中に監査機能を分離、預金量が200億円以上の地域農協には公認会計士監査を義務付けた。

また、農協の事業目的について「農業所得の増大」と明記。これ迄は、「営利を目的としてその事業を行ってはならない」とされていたが、今後は利益を上げた分は組合員に配当を行うことも可能となる。19年4月以降は、農協の経営を担う理事の半数以上を計画的に農業を行っていると認められた「認定農業者」や販売・経営の専門家に原則限る。

JAグループは法改正を受けて「自己改革」を進めており、JA全中では担い手農家のニーズに応える個別対応や、新たな需要開拓を最重点分野に掲げている。実際に事業を担う全国約660の地域農協が今後、どれだけ独自性をもった経営改善に取り組めるかが鍵となる。また、JAグループで経済事業を手掛ける全国農業協同組合連合会（JA全農）や経済連の株式会社化を可能とする規定も盛り込まれている。農業者以外の「準組合員」の扱いについては5年以内に結論を得るとしている。森山裕農相は「今回の改革は農協が地域農業をリードする担い手とて携えて農業所得の向上に全力を挙げてもらうことが大きな目的」と話している。